

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
18	18	12	8	7	6	15	12	15	3	4	4	0	0	18	0	0
香川県	高松市	○	○		○	○	○	○						○		
香川県	丸亀市	○			○	○	○	○						○		
香川県	坂出市	○	○	○	○	○	○	○		○	懇談会や保護者面談時に個別に周知			○		
香川県	普通寺市			○				○		○	・1月上旬に小学6年生の準要保護児童の保護者に就学援助制度の書類を配布、新小学1年生の児童の保護者に就学援助制度の書類を郵送。 ・1月末に中学3年生以外の児童生徒の保護者に就学援助制度案内を配布。			○		
香川県	観音寺市	○	○		○	○	○	○						○		
香川県	さぬき市	○	○		○	○	○	○						○		
香川県	東かがわ市	○								○	子育て支援課の相談員等から個別に案内			○		
香川県	三豊市	○		○		○	○	○						○		
香川県	土庄町	○	○	○		○	○	○						○		
香川県	小豆島町	○	○			○		○						○		
香川県	三木町					○		○						○		
香川県	直島町							○		○	毎年度の入学前にこども園を通じて就学援助制度の書類を配付			○		
香川県	宇多津町	○		○	○	○	○	○	○					○		
香川県	綾川町	○				○	○	○	○					○		
香川県	琴平町					○	○	○	○					○		
香川県	多度津町	○	○			○								○		
香川県	まんのう町		○	○		○								○		
香川県	三豊市観音寺市学校組合			○		○	○	○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法										(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)											
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会は教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)					
18	18	11	0	7	0	0	0	2	2	5			
香川県	高松市			○									
香川県	丸亀市	○		○							・各費目の援助額や年間総援助額の記載 ・児童扶養手当を担当している課で周知文書を配付 ・外国語の周知案内文書を作成		
香川県	坂出市	○									各費目の援助額を記載することで、目につきやすいよう努めている。		
香川県	普通寺市	○											
香川県	観音寺市			○									
香川県	さぬき市			○									
香川県	東かがわ市	○							○	新規申請の際、教育委員会事務局学校教育課で保護者に対して聞き取り調査を行う。			
香川県	三豊市			○									
香川県	土庄町	○											
香川県	小豆島町								○	新規申請の場合は、希望者が教育委員会に申請書を提出。継続の場合は、希望者が学校もしくは教育委員会に提出。			
香川県	三木町	○									制度の内容及び申込方法を記入した書類を学校を通して全児童生徒へ配布している。		
香川県	直島町	○											
香川県	宇多津町			○							周知文書に保護者申請から認定までの流れを記載。主な支給項目と援助額を記載。		
香川県	綾川町	○									年度更新の際に、全ての保護者に就学援助制度についてのお知らせを配付している。		
香川県	琴平町	○											
香川県	多度津町	○											
香川県	まんのう町	○											
香川県	三豊市観音寺市学校組合			○									

[illegible]

[illegible]

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																					
		(1) 当てはまるもの1つに○						(2) オの内容 ・ 補足事項	(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)														(4) ソ、タ又は チを回答した場合、 生活保護基準額等に掛ける 係数(倍率)	(5) ツを回答した 場合、市区町 村民税課税最 低限度額に掛ける 係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項				
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止		イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。			ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他 →(6)		
18	18	1	0	11	2	4	4	17	18	13	17	14	18	2	3	7	9	4	2	4	7	1	2	11	0	5	14	0	5	0
香川県	高松市			○				○	○		○		○									○						1.3		
香川県	丸亀市				○			○	○		○		○										○					1.3		
香川県	坂出市	○						○	○	○	○	○	○	○	○								○					1.3		
香川県	普通寺市			○				○	○	○	○	○	○				○	○					○					1.3		
香川県	観音寺市			○				○	○	○	○	○	○				○	○			○		○		○		1.3		教育委員会が特に支給を必要と認めた者	
香川県	さぬき市					○	特に対応していない。	○	○		○		○														1.3			
香川県	東かがわ市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.3		
香川県	三豊市					○	認定基準は整備されておらず、現在検討もしていない。	○	○	○	○	○	○				○	○			○		○		○		1.3		教育委員会が特に支給を必要と認める者	
香川県	土庄町			○				○	○	○	○	○	○				○	○		○			○		○		1		教育委員会が特に援助を必要と認める状態にあるもの	
香川県	小豆島町			○				○	○	○	○	○	○				○													
香川県	三木町			○				○	○	○	○	○	○								○			○			1.3			
香川県	直島町			○				○	○	○	○	○	○												○				その他教育委員会が特に必要と認める場合	
香川県	宇多津町			○				○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.3			
香川県	綾川町				○			○	○		○		○										○				1.3			
香川県	琴平町			○				○	○	○		○	○																	
香川県	多度津町			○				○	○		○	○	○			○	○				○			○			1.3			
香川県	まんのう町					○	特に対応していない		○	○	○	○	○										○				1.3			
香川県	三豊市観音寺市学校組合					○	認定基準は整備されておらず、現在検討もしていない。	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○		○		1.3		教育委員会が特に支給を必要と認める者	

[illegible]

[illegible]

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																													
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																													
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費															
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	補足事項					
18	18	18	0	0	0	3	3	3	15	15	0	18	0	0	0	3	3	3	15	15	0	6	3	3	0	3	3	3	0	0	0	18	18	18	0	0	0	0	0	0	0	18					
香川県	高松市	○							○	22,730		○							○	57,400		○	○	85,454								○	○	7,216											通学用品費は1年生を除く。		
香川県	丸亀市	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	22,172											体育実技用具費・医療費については、実績がありません。		
香川県	坂出市	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	8,008											通学用品費2,270円については2～3年生についてののみ学用品費に上乗せして支給。		
香川県	普通寺市	○				○	25,000	23,216				○				○	51,060	13,230														○	○	40,112											学用品費:1年生以外(71%) 学用品費に通学用品費を含んで支給している 医療費(小中)、校外活動費(宿泊を伴うもの)(小):R2実績0 通学用品費は第1学年を除く。		
香川県	観音寺市	○							○	22,730		○							○	60,000		○				○	80,880	46,018					○	○	16,877											校外活動費(宿泊を伴うもの)、オンライン学習通信費の平均支給額は、令和3年度予算に計上した単価を記入。医療費は実績なし。 医療費は実績なし。	
香川県	さぬき市	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	7,312											通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費：費目はあるが実績無し		
香川県	東かがわ市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○		0								○	○	13,346												
香川県	三豊市	○							○	22,730		○							○	60,000		○				○	80,880	0					○	○	12,392											通学費、医療費は支給実績なし。 校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和2年度実績なしのため、令和3年度予算計上額である。 修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和3年度予算に計上した単価を記入 校外活動費(宿泊を伴わないもの)は実績なし 医療費は実績なし	
香川県	土庄町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	78,616											校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和2年度新型コロナウイルス感染症の影響により実施できず、実績なし。そのため、令和3年度予算に計上した単価を記入。医療費については実支給平均額が0円の場合は支払い実績がなかったため。		
香川県	小豆島町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	26,026											「通学費」実績なし 「修学旅行費」令和3年度当初予算計上単価		
香川県	三木町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	5,589											「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」実績なし		
香川県	直島町	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○		0							○	○	81,354											「校外活動費(宿泊を伴うもの)」実績なし		
香川県	宇多津町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	70,000											「医療費」については実績なし。「学校給食費」については、月額4,480円の年額とし、転入、転出、随時申請の認定月により減額あり。		
香川県	綾川町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	19,423											医療費：実績なし		
香川県	琴平町	○				○	22,730	21,328				○				○	60,000	16,950														○	○	45,052											校外活動費(泊あり)実績なし		
香川県	多度津町	○				○	22,510	22,510				○				○	57,400	57,400															○	○	0											学用品費及び通学費は2年～3年生の金額、修学旅行費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)は令和2年度に關して実績無し。校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和3年度から予算計上。医療費は学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病に限り、保護者負担額を支給。	
香川県	まんのう町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	36,231												医療費は支給実績なし。 校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和2年は実績なし。	
香川県	三豊市観音寺市学校組合	○							○	22,730		○							○	60,000		○				○	80,880	0					○	○	10,819												通学費、医療費は支給実績なし。 校外活動費(宿泊を伴うもの)は、令和2年度実績なしのため令和3年度予算計上額である。

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
19	18	0
香川県	高松市	
香川県	丸亀市	
香川県	坂出市	
香川県	善通寺市	
香川県	観音寺市	
香川県	さぬき市	
香川県	東かがわ市	
香川県	三豊市	
香川県	土庄町	
香川県	小豆島町	
香川県	三木町	
香川県	直島町	
香川県	宇多津町	
香川県	綾川町	
香川県	琴平町	
香川県	多度津町	
香川県	まんのう町	
香川県	三豊市観音寺市学 校組合	